

企業団指定給水装置工事事業者、

臨時給水をご使用のみなさまへ

泉南水道センター

令和6年10月1日申込分から

臨時給水の概算料金の納付方法を変更します。

これまでは、使用開始時にあらかじめ料金（前納金）を納めていただき、使用終了後に精算していました。令和6年10月1日申込分から、前納金をいただくことなく、使用された水量の料金を請求します。

(従来) 臨時使用申込⇒前納金納付⇒使用開始⇒使用中（検針）⇒閉栓（検針）⇒精算（還付）



(変更後) 臨時使用申込⇒使用開始⇒使用中（検針・請求）⇒閉栓（検針）⇒精算（請求）

令和6年10月1日からの取扱い

※使用期間中は1か月ごとに検針し、料金の請求をいたします。

・使用終了後（閉栓時）に最終検針日から使用終了までの料金を精算し、請求いたします。

⇒請求書（納付書）は泉南水道センターから郵送いたします。

※従来どおり、申込時は臨時給水申込書の提出が必要です。

※既にお支払済みの前納金の取扱いは、今までどおり閉栓後に精算（還付）いたします。

【お問い合わせ】大阪広域水道企業団

泉南水道センター 工務課

連絡先 072-482-6552